平成２３年３月第２回室戸市議会定例会会議録（第５号）

１．日　時　　平成２３年３月１８日（金）

２．場　所　　室戸市議場

３．出席した議員の番号及び氏名

１番　脇　本　健　樹	２番　久　保　八太雄	４番　上　野　祥　司
５番　濱　口　太　作	６番　米　澤　善　吾	７番　立　石　大　輔
８番　山　本　賢　誓	９番　谷　口　總一郎	10番　徳　増　寿　子
11番　山　下　浩　平	12番　堺　　喜久美	13番　鈴　木　彬　夫
14番　久　保　善　則	15番　町　田　又　一	16番　林　　竹　松

４．欠席議員　　なし

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事　務　局　長	谷　口　稀　稔
事務局次長兼議事班長	上　松　一　喜
議　事　班　主　任	大　西　あゆみ
議　事　班　主　事	眞　土　浩　子

６．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	小　松　幹　侍	副　市　長	木　下　恵　介
総　務　課　長	久　保　信　介	企画財政課長	萩　野　義　興
滞納整理課長	日　垣　龍　二	財産管理課長	松　本　大　成
税　務　課　長	石　建　友　敬	市　民　課　長	久　保　　正
保健介護課長	山　本　　勉	人権啓発課長	山　本　俊　男
農林水産課長併農業委員会事務局長	久　保　重　章	建　設　課　長	川　邊　幸　雄
商工観光深層水課長	中　西　政　夫	会計管理者兼会計課長	中　川　博　嗣
福祉事務所長	久　保　一　彦	教　育　長	谷　村　幸　利
教育次長兼学校保育課長	植　村　幸　治	生涯学習課長	栁　川　明　彦
水　道　局　長	中　山　一　彦	消　防　長	青　木　正　雄
監査委員事務局長	長谷川　貞　彦		

７．議事日程

日程第１　議案第１号　室戸市課設置条例の一部改正について

議案第２号　政治倫理の確立のための室戸市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

議案第３号　室戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第４号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部改正について

議案第５号　室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

議案第６号　室戸市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第７号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第８号　室戸市特別会計条例の一部改正について

議案第10号　室戸市過疎地域自立促進事業基金条例の制定について

議案第11号　室戸勤労者体育センター設置及び管理条例の一部改正について

議案第14号　平成22年度室戸市一般会計第５回補正予算について

議案第16号　平成22年度室戸市住宅新築資金等貸付事業特別会計第３回補正予算について

議案第18号　平成23年度室戸市一般会計予算について

議案第20号　平成23年度室戸市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第27号　室戸勤労者体育センターにおける指定管理者の指定について

議案第33号　室戸市総合振興計画について

（総務文教委員会委員長報告）

日程第２　議案第９号　室戸市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第12号　室戸市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について

議案第13号　室戸市精神障害者小規模通所授産施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について

議案第15号　平成22年度室戸市国民健康保険事業特別会計第５回補正予算について

議案第17号　平成22年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第１回補正予算について

議案第19号　平成23年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第21号　平成23年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算について

議案第22号　平成23年度室戸市介護保険事業特別会計予算について

議案第23号　平成23年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算について

議案第24号　平成23年度室戸市障害程度区分認定審査会運営事業特別会計予算について

議案第25号　平成23年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第26号　平成23年度室戸市水道事業会計予算について

議案第28号　室戸市精神障害者小規模通所授産施設における指定管理者の指定について

議案第29号　室戸岬夕陽ケ丘キャンプ場における指定管理者の指定について

議案第30号　室戸市飲料水供給施設における指定管理者の指定について

（産業厚生委員会委員長報告）

日程第３　議案第31号　教育委員会委員の任命について

日程第４　議案第32号　教育委員会委員の任命について

日程第５　議案第34号　室戸市議会委員会条例の一部改正について

８．本日の会議に付した事件

日程第１より日程第５まで

９．議事の経過

次のとおり

午前10時０分　開議

○議長（林　竹松君）　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、３月11日発生いたしました東日本大震災で被災され、死亡された方々に対して黙祷いたしたいと思います。

御起立を、執行部の皆さんもお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（林　竹松君）　黙祷。

〔黙　　祷〕

○議長（林　竹松君）　お直りください。

次に、諸般の報告をいたさせます。谷口議会事務局長。

○議会事務局長（谷口稀稔君）　おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数16名中欠員１名、現在15名全員出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（林　竹松君）　次に、市長から発言の申し出がございますので、許可いたします。小松市長。

○市長（小松幹侍君）　おはようございます。発言の時間をとっていただきましてありがとうございます。

今回の東日本大震災についてでございます。

平成23年３月11日発生をした東北地方太平洋沖地震につきましては、高知県におきましても、津波注意報から警報へ、さらに大津波警報が発令をされたことによりまして、当市におきましても、警報の段階で災害対策本部を立ち上げるとともに、室戸市沿岸部において避難勧告を行い、対応してきたところであります。

地震の規模につきましては、マグニチュード9.0となり、東北地方などにおいては未曾有の大災害となっております。亡くなられました方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災者の方々に対しましても、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

当市におきましても、防災対策につきましては最重要課題と受けとめておりまして、自主防災組織の立ち上げや防災公園の整備などに取り組んできたところでございますが、早急に津波避難計画を策定をするとともに、防災行政無線、津波避難タワー、避難道路などの整備を一層推進をしていかなければならないと考えるところであります。

当市における東日本大震災に対する支援についてでありますが、職員などの派遣といたしまして、消防給水車１台、消防職員２名、技術職員１名、保健師１名を派遣をする予定でございます。また、救援物資といたしまして、保存食、水、粉ミルク、紙おむつ、毛布などにつきま

しても、市民の皆様方から受け付ける用意をいたしているところであります。

そして、義援金を受ける口座を３カ所開設をしているところであります。また、募金箱の設置を各出張所などにおいても行うことといたしております。

これらのことにつきましては、市のホームページや常会長さん方にも広くお知らせをすることにしております。

そのほか、高知県市長会から義援金200万円を支出するとお聞きをしております。室戸市においても、義援金の検討を行っているところであります。

また、市独自に、被災者の受け入れ可能性調査として、室戸青少年自然の家であるとか、市営住宅の空き室の状況などについて、修理等も含めた調査を行っているところでございます。

議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りますようにお願いを申し上げます。以上です。

○議長（林　竹松君）　これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（林　竹松君）　日程第１、議案第１号室戸市課設置条例の一部改正についてから議案第33号室戸市総合振興計画についてまで、以上16件を一括議題といたします。

本案に関し、総務文教委員会委員長の報告を求めます。山下総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（山下浩平君）　まず、今回の東日本大震災に飲み込まれ、亡くなられた方々に対し、哀悼の意を表し、総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第１号から議案第33号まで、以上16件につきましては、今期定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、３月10日に委員会を開き、執行部の出席を求め、審査を行いました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第１号室戸市課設置条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員より、９人の人員配置をするとのことであるが、万が一世界ジオパークに認証されなかった場合についての対応はとの質疑があり、執行部より、認証されなかった場合でも、日本ジオパークとしては認証されているので、活動を教育や防災につなげていく。増員については、ＧＧＮへの対応、ハード整備、ガイド養成の強化、観光産業へつなげていくことなどに対応するためである。ジオパーク推進課に格上げすることで、責任担当窓口がどこにあるかを国内外にはっきり示していくためにも課設置が必要と考えるとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第２号政治倫理の確立のための室戸市長の資産等の公開に関する条例の一部改正

についてであります。

執行部の説明の後、委員より特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第３号室戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員より特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第４号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員より特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員より特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第６号室戸市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員より、特別職報酬等審議会の中で、どのような意見が出たのかとの質疑があり、執行部より、諮問どおりの答申をいただいたが、市長職に対する報酬は、市として一定の格の維持という意味での水準が必要であるとの意見もあったとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員より特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第８号室戸市特別会計条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員より、今回廃止する理由として、貸し付けが終了し、一定期間が経過したとのことであるが、貸し付けが終了したのは何年度か。また、一般会計へ移行している他市の状況はとの質疑があり、執行部より、昭和47年度に改修資金の貸し付けを開始し、昭和52年度に新築資金に拡充、昭和63年度に宅地取得資金の貸し付けを開始している。平成８年度に貸し付けは終了し、現在償還、回収業務のみを行っている。他市の状況については、県下11市すべてで住宅新築資金等の貸し付けを行っており、既に一般会計に移行している市は、宿毛市、土佐清水市、香南市、香美市であるとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号室戸市過疎地域自立促進事業基金条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員より、他市では、この条例に関して、基金の積立期間を設定してい

るところもあるが、室戸市では設定しないのかとの質疑があり、執行部より、今回の過疎法の延長期間が６年間であるため、他市ではその６年間を設定したものと思うが、３年程度で見直していくことから、その時点で大きな改正があると考え、積立期間を設定せずに事業を推進していくとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号室戸勤労者体育センター設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員より特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号平成22年度室戸市一般会計第５回補正予算についてであります。

まず、企画財政課であります。

執行部の説明の後、委員より、室戸市生活バス路線運行維持費補助金について、赤字補てんだと思うが、補助額はふえている傾向であるかとの質疑がありました。執行部より、高知東部交通への補助であり、赤字路線であるため毎年ふえる傾向にある。国、県の補助金が少なくなっている関係で、市の補助金がふえている。今後も乗車率が低ければ、市の補助率がふえる予想はされるとの答弁がありました。

次に、農林水産課であります。

執行部の説明の後、委員より、県管理漁港整備県営事業費負担金360万円について質疑があり、執行部より、椎名漁港の物揚げ場で定置網を洗浄しているが、乾いたときに国道へ粉が飛ぶため、その飛散防止策を県営事業で行うとの答弁がありました。

次に、外国人漁業研修生受入事業研修手当ほかについて、今後は、市からこの事業は手放すとのことであるが、全く関係なくなるのかとの質疑があり、今までは行政が外国人研修生の受け入れをしなくてはならなかったが、入国管理法の改正により、事業を行う漁業組合等が受け入れできるようになったため、平成23年度から、室戸市ではこの事業に関する予算計上を全くしていないとの答弁がありました。

次に、建設課であります。

執行部の説明の後、委員より、市道整備工事費1,350万円の減額について、７路線減とのことであるが、路線そのものが減ったのか、金額だけが減ったのかとの質疑があり、執行部より、路線そのものが減ったわけではなく、大谷地区の道路計画の設計変更が一部あったのと入札減による減額であるとの答弁がありました。

次に、学校保育課であります。

執行部の説明の後、委員より、学校給食共同調理場費、1,400万円の減額補正について質疑があり、執行部より、工事関係により、中央給食センターが５カ月間給食を休止したため、賄い材料費、臨時職員の賃金、需用費、給食配送に係る委託料等の減額であるとの答弁がありま

した。

総務課、選挙管理委員会事務局、財産管理課、滞納整理課、税務課、市民課、福祉事務所、人権啓発課、保健介護課、商工観光深層水課、生涯学習課につきましては、特段の質疑はありませんでしたので、省略いたします。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成22年度室戸市住宅新築資金等貸付事業特別会計第３回補正予算についてであります。

執行部の説明の後、委員より特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成23年度室戸市一般会計予算についてであります。

まず、企画財政課であります。

執行部の説明の後、委員より、地方交付税について、国の基準とされる普通交付税94％、特別交付税６％から考えると、室戸市の場合は、普通交付税の割合が少なく、特別交付税が多いと思うが、その理由は。また、平成22年度の当初予算では、普通交付税と特別交付税の割合が85％と15％であったのが、平成23年度の当初予算では87％と13％になっているのはなぜかとの質疑があり、執行部より、室戸市の特別交付税が多いはっきりとした理由についてはとらえかねるが、特殊需要が多い点が上げられるのではないか。平成23年度に特別交付税の率が下がっている理由については、地方財政計画の中に、基準の６％を２年間で４％まで落とし、その分普通交付税をふやすとなっているため、それに合わせた形となっているとの答弁がありました。

次に、平成23年度の予算編成に当たって、平成元年以来の基金を崩さない編成になったとあるが、このような予算編成ができた理由はとの質疑があり、芸東衛生組合への負担金が１億円近く減ったことや、退職手当の一般財源が退職者の減により減ったことなどが考えられるとの答弁がありました。

次に、総務課であります。

執行部の説明の後、委員より、情報通信基盤工事請負費2,047万円について質疑があり、執行部より、高齢者等の安心見守りサービスについて、平成23年度に新しく75歳に到達する方などの新規対象者への引き込み工事及び機器設置工事1,296万9,000円と、電柱が立てられない吉良川町並み地域内への追加工事費750万2,000円であるとの答弁がありました。

次に、福祉事務所であります。

執行部の説明の後、委員より、国庫支出金の子ども手当負担金について、昨年よりも3,000万円ほど多いが、その理由はとの質疑があり、執行部より、平成23年度については、３歳未満の方について１万3,000円から２万円になるため、その負担分が上がっているとの答弁がありました。

次に、生活保護弁償金について、虚偽申請によって生活保護費を受給した場合に弁償するのは当然であるが、そのほかにどのような場合に弁償となるのかとの質疑があり、介護保険１号被保険者については、一度保護費から全額支給して介護保険から９割返還となるため、その分が弁償金に歳入として入るとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局・農林水産課であります。

執行部の説明の後、委員より、農業振興費の普通旅費について、コラボレーション事業の内容はとの質疑があり、執行部より、観光協会、商工会、農協、市、県が連合して特産野菜を中心に室戸を丸ごと売り込もうという事業で、平成21年度、22年度に京都でフェアを行った。県からは２分の１の補助であり、平成23年度についても、枠を広げてはどうかということで、大阪、東京への６名分の旅費を計上しているとの答弁がありました。

次に、高知県ゆず振興対策協議会事業負担金について、事業内容はとの質疑があり、新規の事業で、果樹の需要調整に対する支援であり、ユズ豊作時に過剰による価格の暴落に備えて、県が３分の１、生産者が３分の１、農協が６分の１、市町村が６分の１の負担で基金を積み立て、需要拡大対策事業等、ユズ振興の取り組みを図るものですとの答弁がありました。

次に、商工観光深層水課であります。

執行部の説明の後、委員より、恋人の聖地プロジェクト参画負担金について、平成23年度はどのような活動をするのかとの質疑があり、執行部より、平成22年度に、選定記念コンサートやクリスマスイルミネーション点灯などのイベントを開催したが、23年度も同じようなイベントを開催する経費を計上している。負担金については、恋人の聖地本部への負担金であるとの答弁がありました。

次に、建設課であります。

執行部の説明の後、委員より、急傾斜地崩壊対策県営事業負担金について、高岡地区の県事業の負担金とのことであるが、どのあたりが崩れているのかとの質疑があり、執行部より、高岡の公民館の裏が崩れかけていて、台風時には土のうを積みに消防団が入っているとの答弁がありました。

次に、消防本部であります。

執行部の説明の後、委員より、消防施設費の備品購入費について、消防車を購入するとのことであるが、どのような車かとの質疑があり、執行部より、救助活動の際に、高度救助資機材等とクレーンを使って救助するための救助工作車を１台、新規で購入するとの答弁がありました。

次に、学校保育課であります。

執行部の説明の後、委員より、山の学習支援事業補助金について、事業内容はとの質疑があり、執行部より、新規事業で、高知県の豊かな森林環境での体験活動を通じて生きる力をはぐくむという内容で、森林環境教育を実践する小・中学校を支援する事業である。23年度は佐喜

浜小学校から要望があり、県の採択を受けて17万円の予算計上をしている。予算の内容は、山へ出向いていくジャンボタクシー等の借り上げ料であるとの答弁がありました。

選挙管理委員会事務局、会計課、財産管理課、滞納整理課、税務課、市民課、監査委員事務局、人権啓発課、保健介護課、生涯学習課につきましては、特段の質疑はありませんでしたので、省略をいたします。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平成23年度室戸市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員より特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号室戸勤労者体育センターにおける指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員より特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号室戸市総合振興計画についてであります。

本案は、平成23年度から平成32年度までの向こう10年間を計画期間として、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、新たに総合振興計画を策定するものであります。

執行部の説明の後、委員から、内容審査に当たっての質疑が何点かございましたが、それぞれの質疑の内容報告は省略いたします。以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（林　竹松君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林　竹松君）　質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（林　竹松君）　次に、日程第２、議案第９号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第30号室戸市飲料水供給施設における指定管理者の指定についてまで、以上15件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。米澤産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（米澤善吾君）　平成23年３月定例会産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第９号から議案第30号まで、以上15件は今期定例会にお

いて当委員会に付託されたものであります。

委員会といたしまして、３月10日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第９号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

執行部からの説明の後、委員から、一般会計からの繰り入れについての質疑があり、執行部から、今回の改正は単年度赤字を解消したいというものである。最近の収支状況を見ると、単年度で2,000万円から3,000万円不足する。税改正で1,500万円、足りない分については一般会計から保健事業費として1,500万円を繰り入れをして、合わせて3,000万円で単年度を黒字にしたいとの答弁がありました。

次に、本来は５億円の累積赤字を何年で解消すべきか、何年計画でするとかの計画案があるべきだがとの質疑があり、執行部から、本来は５億円の赤字対策があるべきだが、今の財政状況の中でなかなか先が見えにくい。これ以上赤字をふやさない施策を先にして並行して考えていきたいとの答弁がありました。

次に、なぜ今の時期なのか、また、今改正した場合の資金計画はと質疑があり、執行部から、現在保険税収入が５億円、累積赤字も５億円、１年分の繰上充用では足らなくなってくる。どうしてもここで被保険者の方々の負担もいただきながら、被保険者以外の方々の理解も得て、一般会計から繰り入れをして、何とか単年度黒字を目指したいとの答弁がありました。

次に、今度の改正で何年、単年度黒字が保てるか、また、次の税改正はいつごろなのかと質疑があり、執行部から、保険税負担はなるだけ抑える方向でいく。医療費の削減や、国の負担をより求めるなど、国の制度見直しも踏まえる中で、累積赤字の問題など、国保の運営を考えていかないといけないとの答弁がありました。

次に、今後の取り組み方についての質疑があり、執行部から、被保険者負担は余りふやさないで、保険医療費をいろいろな対策をして削減に努めていく。一般会計からの繰り入れにより、国民健康保険会計を単年度で黒字になる方向に向けて努力していくとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号室戸市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、制定の目的はとの質疑があり、執行部から、本来、社会福祉法人に対する助成、財産の貸し付け等は、社会福祉法第58条に基づき、厚生労働省令または条例で定める手続に従い支出を行わなければならないことになっているため、今回制定を行うものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号室戸市精神障害者小規模通所授産施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止についてであります。

執行部から説明の後、委員から、条例の廃止の目的はとの質疑があり、執行部から、平成18年に障害者自立支援法が施行され、経過措置として、平成23年度までに新体系に移行しなければならないとされているためであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成22年度室戸市国民健康保険事業特別会計第５回補正予算についてであります。

執行部からの説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成22年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第１回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、修繕費を一般会計から繰り入れることについての質疑があり、執行部から、国のきめ細かな補助金を財源として行うもので、その補助金は一般会計の歳入で受け入れるため、それを繰り入れするものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成23年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

執行部からの説明の後、委員から、歳入の滞納繰越額の内訳について質疑があり、執行部から、収入の不安定な方、176件、1,175万2,252円、全体の42.64％、負債による担税力低下、38件、364万6,311円、13.23％、失業等によるものが44件、342万7,206円、12.43％、その他415件であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平成23年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算についてであります。

執行部からの説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号平成23年度室戸市介護保険事業特別会計予算についてであります。

執行部からの説明の後、委員から、介護予防費の委託料の中で、げんきクラブ活動事業委託費についての質疑があり、執行部から、平成22年度まで社会福祉協議会が委託していたいきがい対応型デイサービスを介護予防の観点から新しくリニューアルしたものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平成23年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算についてであります。

執行部からの説明の後、委員から、歳入の海洋深層水使用料についての質疑があり、執行部

から、平成20年度の実績は4,586万4,367円、平成21年度2,883万8,904円、平成22年度は見込みで2,709万円ぐらいを想定している。平成23年度の予算額については、昨年８月から新しく事業譲渡を受けた会社の使用量を一定見込んでいると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号平成23年度室戸市障害程度区分認定審査会運営事業特別会計予算についてであります。

執行部からの説明の後、委員から、事務局について質疑があり、執行部から、特別会計は室戸市に設置しているが、運営する事務局は、東部、中部、西部で１年ごとに交代するとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成23年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

執行部からの説明の後、委員から、後期高齢者が人口に占める割合についての質疑があり、執行部から、平成23年度は3,251人を想定しており、割合にして19.8％であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平成23年度室戸市水道事業会計予算についてであります。

執行部からの説明の後、委員から、借入資本の金利は幾ら発生するかの質疑があり、執行部から、上水道が3,322万4,000円、簡易水道が602万9,000円、平成23年度に発生すると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号室戸市精神障害者小規模通所授産施設における指定管理者の指定についてであります。

執行部からの説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号室戸岬夕陽ケ丘キャンプ場における指定管理者の指定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、利用者はどのくらいか質疑があり、執行部から、平成21年度、493組、831人、平成22年度は１月末までで、396組、963人の利用があったとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号室戸市飲料水供給施設における指定管理者の指定についてであります。

執行部からの説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（林　竹松君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林　竹松君）　質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（林　竹松君）　次に、日程第３、議案第31号教育委員会委員の任命について及び日程第４、議案第32号教育委員会委員の任命について、以上２件を一括議題といたします。

本案につきましては、いずれも委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第１、議案第１号室戸市課設置条例の一部改正についてから日程第４、議案第32号教育委員会委員の任命についてまで、以上33件を一括議題といたします。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。谷口總一郎君。

○９番（谷口總一郎君）　９番谷口。市民を代表いたしまして、議案第９号国民健康保険税の引き上げ案に反対の立場で討論を行います。

まず初めに、先ごろの東日本大地震によって被災されました多くの皆様に対し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。そして、国の御尽力と国民の支援をもって一日も早く復興されることを強く希望いたします。

さて、議事に入ります。

本議案については、提案までの市長の政治姿勢に疑問を持ちますため、市民を代表して反対討論をいたします。

本市の国保事業特別会計は、平成９年からずっと次年度より繰上充用を行っていて、次の年度から借金せざるを得ない大赤字が続いているというのが現状であります。これは、会社でいえばいわゆる自転車操業のようなもので、これが15年間も続けられ、その組織の長と歴代の担当者が批判を浴びないというのは行政以外にはありません。もし室戸市が会社なら、歴代の赤字をふやした社長は就任４年を待たず更迭されています。もちろん、国保会計の赤字が続くこの実態を生んだのは、これまでの長い間監視と徹底批判を怠ってきた我々議会にも責任がありますが、現場にいてその問題を解消するための苦心が足らなかった平成９年以降の市長と執行部に最も責任があると言えます。

ただ、私は知っていますが、現在の担当者は就任以来この赤字解消に向け苦心しておりましたし、改善策も聞いております。しかし、執行部で綿密な協議の結果、最終的に出てきたのが市民に負担を負わせるこの国保料引き上げ案であります。今申しましたように、室戸市の国保会計が赤字が続いていることは行政関係者は皆さん知っております。しかし、市民の中でこのことを知っている人はよほど行政に関心が深い一部の人だけで、大半の市民は知りません。市

民がわかっていることは、国保が高いということだけであります。そこにこの国保料を引き上げますという話です。私は、商売人の子ゆえ、この問題も唐突な値上げ案を聞いた市民は一体どう考えるかと考えまして、みんな反対するという答えを出しました。たとえそれがこのように１年間に１世帯四、五千円の値上げであっても、ふだんは安い国保料なら納得もしましょうが、日ごろ高いと思っている国保料ではさらに1,000円でも腹が立ちます。これが市民感情というものであります。加えて、４月からは原油の高騰を受けて電気代やガソリン代の値上げも予定されているし、大地震災害で世の経済状況もどう動くか全く不明でわかりません。そんな時期の値上げであります。

一方、国保料値上げもいたし方ないという事情も理解をしております。もともと国の制度が悪いから、全国どこの自治体の国保会計も赤字傾向になるという理由はそのとおりで、私も重々わかっております。そして本来この国保会計は国保税で賄わなくてはなりませんが、本市の現状は17.35％しか支え切れておりません。そのため、近年のこの会計は単年度では赤字が続き、現状として21年度決算においては５億円余りの累積赤字等を生んでおります。それと、国や県からは、支援はするが室戸市もその赤字解消のために目に見える努力をしなさいと長年本市に求めてきていることも知っております。だから、国保料の値上げに踏み切らなくてはならない理由も理解できます。

ですが、それを認識していても、なお、どうしても納得できない理由があります。

１点目は、国民健康保険税はどの医療保険よりも高く、それでいて加入者はどの医療保険より低所得者が多く、払いたくても高くて払えないという実態があります。だから、保険税を引き下げることこそ求められております。なのに、国保会計経営の失敗の結果である巨額の赤字を住民にツケ回しするような今回のような引き上げ政策が行われることが１点目。

２点目は、１年前に発行しました市長の後援会だよりで市長は、国保料は値上げできん、滞納金の徴収に集中して取り組むという旨の態度表明をし、公約をしていること。

３点目は、昨年の市長選でも国保料の値上げに関して市民に話はしなかったのに、就任後、２カ月もたたない１月末にはこの国保料の値上げを決めていること。

４点目に、議会開会までに住民説明会を開いて、この国保料の値上げを住民に説明すべしと要請したにもかかわらず、市民の存在を無視してか、説明を行わずに値上げしようとしていること。市長選の前には、市政懇談会を行っているのに、選挙が終わりますと、このように重大問題を前にしても住民に知らせようとしません。これでは、明らかに市長として公正性に欠けます。

以上、この問題に関し、市長は、適正な行政業務を行うに当たり、過去４年間踏むべきステップを踏んでこなかったことや、市長選の前には国保料は値上げしないと市民に向けて態度表明しながら、市長選が済めば値上げすると180度方針転換をしたことなどを考えますと、市長の政治姿勢は信用できません。

ゆえに、この値上げの話を聞いていないし、納得もしていない市民の声を議会に反映することも大変重要であることから、私はここで明確に本議案に対し反対をいたします。

議会とは首長と議員が対等な政治機関であり、議会の決定があって初めて首長に執行権が生まれます。これは自治体の主要な決定は首長ではなくて議決権を持った議会が執行権をも握っているということであり、議決した賛成と反対のその判断結果は、市長ではなくて市議選を前にした議員全員の判断だと市民の皆さんは認識します。また、つけ加えますが、最後につけ加えますが、討論とは賛成者と反対者が交互に自分の意見を述べて相手の意見に反駁し、批判し、攻撃することにより、聞く人に対して論点を明らかにし、問題の判断をしやすくするために行うのが討論であります。本議案についても、市民が反対する国保料値上げに異議を唱え賛成討論を行うことも、それはそれで討論の目的に合致し、論点を明確にするという点であってよいと考えますので、ぜひとも登壇して市民に向かって堂々と国保料値上げ賛成論を述べて反論していただきたいと思います。

以上で議案第９号について反対討論を終わります。

○議長（林　竹松君）　次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。町田又一君。

○１５番（町田又一君）　15番町田。議案第９号室戸市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

言うまでもなく、日本の医療保険制度はすべての国民が何らかの医療保険に加入し、いつでも必要な医療を受けることができる国民皆保険制度をとっております。しかし、疾病構造の変化や医療技術の高度化により、医療費は年々増加傾向にあり、さらに少子・高齢化が進んで費用を主に負担する年齢層が減少し、多額の医療費を必要とする高齢者は増加することから、将来的に制度の存続を疑問視する声も聞こえております。

現在、国民がひとしく医療サービスが受けられる医療制度は絶対に必要であります。持続可能な制度の構築が大きな課題であると私は思います。こうした医療制度である国民健康保険制度は、医療費の財源として患者負担、保険料、公費の３つから成っており、市民の健康を維持する観点から、個人の需要に伴う費用負担を心配することなく受診できるようにすることが保険者である室戸市の責務であると私は思います。そのためにも、国保財政の安定性は不可欠であると考えます。

こうした中、医療費の節減のためのジェネリック医薬品の活用や各種保健事業の中での健康指導が行われており、また国保税の徴収率も県下の11市の中では現在最高であると聞いております。こうした医療費の削減や財源の確保を行ってもなお、国保会計は21年度決算において５億400万円の累積赤字を抱えており、年を追うごとに赤字額が増加することが予測されております。

本議案は、国保会計の健全化を図るために、１人当たりに係る均等割を1,000円、１世帯当たりに係る平等割を3,000円、それぞれ税率を上げるというものです。産業厚生委員会に小松

市長の出席を求め、市長からは、税の引き上げには国・県の指導があったとのこと、今後の税の値上げについてはこれ以上の市民への負担をかけないよう最大の努力をしていくとの決意を伺いました。

この税率により1,500万円の税収が確保でき、また税率の引き上げを室戸市の努力と評価され、国の交付金等の新たな支援が期待できるとの説明も受けました。現在の赤字額に対しては、それほど大きな効果は望めないかと思いますが、健全化への足がかりにはなると存じます。

執行部においては、より一層の財政健全化、その対策の推進を一生懸命求めることを要求しておきます。

景気が大きく低迷する中で、市民の皆さんには大変な負担となることはもとより承知をしておりますが、室戸市民の医療と健康を守るという高い観点から、本案に私は賛成をするものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（林　竹松君）　次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林　竹松君）　なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言の許可いたします。どちらが早いですかね。久保善則君。

○１４番（久保善則君）　14番久保善則。議案第９号室戸市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

室戸市の国民健康保険の特別会計は、平成21年度決算において５億400万円の赤字を抱えており、国民健康保険制度の安定的な運営のため、また国によって示されました広域化への流れの中、累積赤字の解消は室戸市の重要な課題であると考えるところでございます。

現在、市内の44.7％と半数近い世帯が国保加入者であり、平成25年度に後期高齢者医療が廃止され、国保に加入することとなれば、市内の約４割以上が国保世帯ということになります。

こういった現状の中、国民健康保険事業には、地域医療保険として住民の健康と福祉の向上のために行われる重要な事業であります。高齢化の進行や医療の高度化等により、医療費の上昇に歯どめがかからない中、国民健康保険事業の運営は他市町村においても大変厳しい状況にあり、今議会の開会に前後して新聞等で報道がありましたように、香南市では１世帯当たり9,400円、四万十市では１万540円もの引き上げ、そのほか幾つかの団体においても改正や改正予定であるとお聞きしております。また、近隣の安芸市、南国市では、本年度平成22年度に税率の引き上げが既に実施されているところでもあります。

本市の今回の改正は、保険事業費の一般会計からの繰り入れとあわせた単年度赤字を解消するための引き上げで、市民生活への影響を最小限に抑えた内容であり、やむを得ない改正であ

るものと考えます。

本来、累積赤字の解消にまで踏み込んだ大幅な改正が必要であるとは思いますが、長引く経済不況の中、現在の市民の皆様方の経済状況を見たとき、これ以上の引き上げは困難でありますことから、公費負担の増額や国民健康保険制度そのものの見直しなど、国・県に対し積極的に要望をしていただくとともに、一般会計からの一層の支援についても検討をお願いしておきます。

市長は、就任以来、景気低迷の中、市民の皆様方にこれ以上の負担をかけるわけにはいかないとの思いから、税率の改正を見送り、滞納整理課の新設による収納対策や各種の健康対策、医療費の抑制対策に取り組んできたとお聞きをしております。その結果として、平成21年度の国保収納率が県内市区で１位になるなど、一定の成果は上がっておりますが、医療費についてはなかなか下がっていない現状や国保の広域化の問題、受益者負担の観点による税率の引き上げに対する国・県の指導とぎりぎりまで熟慮を重ねた上での苦渋の決断であったと推察いたします。

最後に、国保加入者の市民の皆様には、景気が厳しい状況の中、さらなる負担をお願いすることは大変心苦しいところではございます。地域医療制度の経営の維持のため、御理解をいただきますようお願い申し上げます。また、執行部においては、より一層の財政健全化対策の推進と市民の皆様への健康対策や疾病予防に努力をお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（林　竹松君）　ほかに討論はございませんか。鈴木彬夫君。

（「賛成討論でいいですか。反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（林　竹松君）　ここで申し上げてください。ほかに討論ですから、賛成か反対かをはっきり申し上げてください。

○１３番（鈴木彬夫君）　13番鈴木でございます。賛成討論を行います。

主に議案第19号平成23年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。失礼、議案第９号ですね、室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてに賛成討論を行います。

現在、室戸市の人口構成というのは、残念ながら、残念ながらといいましょうかね、37％、高齢化率37％ということになっております。小さいあるいは労働人口が非常に少ない中で、高齢者も一生懸命頑張っていますけれども、やはりいろいろのところにがたがくるというようなことで、室戸市の医療費が高いのはある程度構造的になっております。この構造をすぐに転換するというか、改善するということはなかなか難しい状況にあります。だから、医療費が高いというのは、ある程度下げられないところでもあります。

いろいろ室戸市としては、予防対策、特に自分は現在の小松市長になって高齢者に対する予防対策は非常に積極的に行われているとは思っております。しかしながら、なかなか抑えることができないということも事実であります。

そういう中で、医療費が５億400万円の累積赤字を抱えております。今回の値上げ1,500万円ということですけれども、単年度だけでもまず収支をとんとんにしようということですから、これはなかなかできることではないと思います。この５億400万円に目をつぶってきた歴代のやはり行政の責任者というのの怠慢があったと思います。先ほど反対討論の中でも、この議会の中でもという話もありましたけれども、やはり行政、それから議会ともに市民に対して強いことを言えなかった。それがやはりここに来て５億400万円という累積赤字になっているのではないかと自分は思います。やはり、一度ここで市民に痛みを分かち合うということも自分は首長としての責任であると思っております。

もう一つは、国保の加入者は室戸の市民の四十数％でございます。あとは、組合健保とか、あるいは健康保険ということに入っております。もう少し一般会計から繰り入れたらどうだという話も確かにあると思います。しかしながら、四十数％の国保加入者の利益のために、あとの五十数％の人の税金を使うというのはいかがなもんだろう。やはり、特別会計というのは、基本的には独立して受益者負担というのが基本なんですね。基本だけれども、ここで単年度赤字をとめるということで、一般会計からの繰り入れがあったと思います。

そういうことで、今回の一般会計からの繰り入れも、お互いに痛みを分かち合うと、国保に加入している加入者だけじゃなくって、それ以外の加入者も痛みを分かち合おうということで、自分は、この国保会計を値上げするというこの1,500万円という額もぎりぎりの選択ではなかったかなと思っております。

そんなことで、自分はこの議案第９号に対しては賛成の意見を述べます。

それから、この予算全般については、いろいろ自分は問題もあります。特に、23年度予算についても、もうちょっと民間レベルの、民間の考え方を導入すればもうちょっと工夫できるんじゃないか、もうちょっと効率的に運用できるんじゃないか、そういうところを間々見受けられます。しかしながら、22年度の補正予算なんかで見ておりますと、相当職員の中でも工夫・改善をしているところも見受けられます。

そういうことで、23年度も、ぜひこれでよしということではなくて、工夫・改善を積極的にしていただきたいということを自分は言い添えて、予算全般あるいは第９号についても賛成をしたいと思います。以上でございます。

○議長（林　竹松君）　ほかに討論はございませんか。上野祥司君。

○４番（上野祥司君）　４番上野。議案第９号と議案第19号に対して反対の立場で討論を行います。

まず、議案第９号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

一般質問でも申し上げましたが、税の値上げに関しましては慎重であるべきです。市民の方々に対しての丁寧な説明と市民の方々の理解がなければならないと思います。それにもかかわらず、他市がやっているからと、突然の値上げ案です。到底市民の方々の理解が得られると

は思いません。早いのにこしたことはないのですが、今回、保険税改正をしなければ室戸市国民健康保険事業特別会計がパンクしたり国民健康保険制度が破綻するものではありません。調整交付金は単年度のもので、ことし限りというものでもありません。騎手である市民が望んでもいないのに、馬である行政が調整交付金というニンジンを早くちょうだいと求めるのはいかがなものでしょう。

１、これまでにない法定外繰り入れをして単年度赤字の解消に取り組む、２、協議の上、健全化計画をつくり、累積赤字の解消策を盛り込み、行ってきた事業の検証、新たな負担の区分分けを明確にした上で保険税の改正を市民に丁寧に説明する、３、累積赤字の解消に取り組む等の段階を着実に踏んだ改善がよいのではないでしょうか。

平成30年度には、国保の広域化という考え方も示されております。平成30年というと、あと８年しかありません。平均しても毎年6,000万円程度の一般会計から国保会計への繰り入れが必要だと思うのですが、その辺が当初予算には示されておりません。一方、同じ特別会計であっても、住宅新築資金等貸付事業特別会計にあっては、22年、23年度の２年間で２億6,000万円の赤字を一般会計より繰り入れて解消し、特別会計を廃止しようとする議案が今議会にも提案されております。提案理由では、貸し付けが終了して一定期間が経過し、現在貸付金の回収及び償還のみとなっていることから、一般会計において処理を行うとのことでありますが、いつまでにしなければならないというものでもないように思います。一方、国保会計にあっては、今回の改正で市民の皆様方に負担をお願いするものであり、また30年というタイムリミットもあります。このことから考えますと、国保会計の累積赤字の解消のほうが優先されるべきだと考えております。

次に、議案第19号平成23年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてです。

本議案は、第９号議案と関連があります。保険税の改正が盛り込まれた予算でありますので反対をいたします。

どちらも市民生活に密着した大切な議案であり、市民の皆様方に納得していただく手順が不備だと思います。

以上で議案第９号と議案第19号についての反対討論を終わります。

○議長（林　竹松君）　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林　竹松君）　なしと認めます。

これをもって日程第１、議案第１号から日程第４、議案第32号まで、以上33件について討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１号室戸市課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号政治倫理の確立のための室戸市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号室戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号室戸市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号室戸市特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号室戸市過疎地域自立促進事業基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号室戸勤労者体育センター設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成22年度室戸市一般会計第５回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成22年度室戸市住宅新築資金等貸付事業特別会計第３回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成23年度室戸市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成23年度室戸市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号室戸勤労者体育センターにおける指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号室戸市総合振興計画について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立多数であります。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号室戸市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号室戸市精神障害者小規模通所授産施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成22年度室戸市国民健康保険事業特別会計第５回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成22年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第１回補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成23年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成23年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成23年度室戸市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成23年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成23年度室戸市障害程度区分認定審査会運営事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成23年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成23年度室戸市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号室戸市精神障害者小規模通所授産施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号室戸岬夕陽ケ丘キャンプ場における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号室戸市飲料水供給施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第31号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

教育委員会委員に岡村康夫氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、岡村康夫氏の教育委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第４、議案第32号教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

教育委員会委員に祖川浩氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、祖川浩氏の教育委員会委員の任命については同意されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（林　竹松君）　次に、日程第５、議案第34号室戸市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

案文についてはお手元に配付したとおりであります。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第34号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林　竹松君）　御異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

なお、本案につきましては、議員全員が提出者、賛成者になっておりますので、質疑及び討論につきましてはなきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

日程第５、議案第34号室戸市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林　竹松君）　起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会委員長から、委員会において閉会中もなお調査が必要と認め、会議規則第

104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林　竹松君）　御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

なお、先ほど継続審査の申出書とともに配付させていただきました平成21年度の教育に関する事務の点検及び評価の報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、本日付で教育長より提出いただいたものであります。よろしくお願いをいたします。

本日出席されている執行部の中で、３月末をもって退職される方が３名おられます。

久保市民課長、植村教育次長兼学校保育課長、青木消防長であります。長きにわたり、市の行政事務に携わり、今日の室戸市政の基礎を築いた功績は非常に大きいものがあります。本日が最後の議会になりましたが、健康に十分留意をされ、楽しい第２の人生を送っていただきたいと思います。長い間御苦労さまでございます。（拍手）

休憩いたします。

午前11時39分　休憩

午前11時54分　再開

○議長（林　竹松君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林　竹松君）　御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては議長に委任をされました。

これにて平成23年３月第２回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午前11時55分　閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

室戸市議会議　長

室戸市議会副議長

〃　　議　員

〃　　議　員